

最終公表
2023年2月

*International Ethics Standards Board
for Accountants®*

業務チームの定義及びグループ
監査業務に関するIESBA倫理
規程の改訂



PIOB が認証した

IESBA の「業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂」

公益監視委員会（PIOB）は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂（以下「本基準」という。）の全ての開発サイクルを通じて基準設定プロセスを監督してきた。基準設定プロセスを通じて PIOB により提起され、また、IESBA に提供された助言及び公共の利益に関する問題は、PIOB のウェブサイトで公開されている。

IESBA は、本基準は、合意された適正な手続に従い開発され、基準設定プロセスとして実装され、PIOB のウェブサイトで公開されている¹公共の利益の枠組み（PIF）の概念及び原則に基づく公共の利益に込えているという声明を公表した。

PIOB は、本基準が合意された適正な手続に沿った方法で開発されたと考える。また、PIOB は、本基準が PIF の概念及び原則に基づく公共の利益に込えていると考える。



IESBA

International
Ethics Standards
Board for Accountants®

¹ https://ipiob.org/wp-content/uploads/2021/11/2020_15th-Anniversary.pdf

この文書は [International Ethics Standards Board for Accountants®](#) (IESBA®)により作成、承認された。

IESBA について

IESBA は、独立した国際的な基準設定審議会である。IESBA の使命は、監査人の独立性に関する要求事項を含む倫理基準を策定することにより、公共の利益に資することであり、強固で国際的に適用可能な [職業会計士のための国際倫理規程 \(国際独立性基準を含む。\)](#) (IESBA 倫理規程) を通じて、全ての職業会計士の倫理的な行動と実践のための規範を高めることを目指している。

IESBA は、1 セットの質の高い倫理基準が、職業会計士の提供する業務の質と一貫性を高め、それによって会計専門職に対する社会からの信用と信頼に寄与すると考えている。IESBA は、[諮問助言グループ](#) (CAG) からの助言を得て、[公益監視委員会](#) (PIOB) の監督の下に、公共の利益に資する基準を策定している。

IESBA の運営をサポートする構造及びプロセスは International Foundation for Ethics and Audit™ (IFEATM) によって促進されている。

著作権©IFAC 2023 年 2 月。著作権、商標及び許可に関する情報については、[35 ページ](#)を参照

業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂

[クリーン版]

目次

第1章－業務チームの定義及びグループ監査業務に関する国際独立性基準の改訂	5
第2章－ISA600(改訂)の用語に合わせるための IESBA 倫理規程セクション 360 の適合修正	16
第3章－2021 年4月公表の非保証業務(NAS)に関する IESBA 倫理規程改訂への適合修正	18
第4章－業務チームの定義の見直しに伴う IESBA 倫理規程の適合修正	19
第5章－品質マネジメントに関連する国際独立性基準に関する IESBA 倫理規程の適合修正	25
第6章－用語集の修正	28
第7章－上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義の変更に伴う用語集の修正	32
適用日	33

第1章－業務チームの定義及びグループ監査業務に関する国際独立性基準の改訂

パート4A－監査及びレビュー業務における独立性

セクション400

監査及びレビュー業務における独立性に対する概念的枠組みの適用

はじめに

一般的規定

- 400.1 会計事務所等所属の職業会計士が、監査又はレビュー業務を実施する際に独立性を保持していることは、公共の利益にかなうものであり、本規程によって求められている。
- 400.2 本パートは、別途明記のない限り、監査及びレビュー業務の両方に適用される。「監査」、「監査業務チーム」、「監査業務」、「監査業務の依頼人」及び「監査報告書」は、それぞれ、レビュー、レビュー業務チーム、レビュー業務、レビュー業務の依頼人及びレビュー報告書にも同様に適用される。
- […].
- 400.6 監査業務を実施する場合、本規程は、会計事務所等に対し、基本原則の遵守及び独立性の保持を求めている。本パートでは、そのような業務を実施する場合における独立性の保持を目的とした概念的枠組みの適用方法に関して、具体的な要求事項及び適用指針を定めている。セクション120で規定されている概念的枠組みは、セクション110で規定されている基本原則と同様、独立性に対しても適用される。セクション405では、グループ監査業務に適用される具体的な要求事項及び適用指針を定めている。
- 400.7 本パートには、次の事項を記載している。
- (a) 専門業務、利害及び関係を含め、独立性に対する阻害要因を生じさせる、又は生じさせる可能性のある事実及び状況
 - (b) そのような阻害要因に対処する上で適切となり得る、セーフガード等の講じ得る対応策
 - (c) 阻害要因を除去できない、又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードが存在しない状況

業務チーム及び監査業務チーム

- 400.8 本パートは、業務チームの構成員を含む、全ての監査業務チームの構成員に適用される。
- 400.9 監査業務の業務チームには、会計事務所内の全ての社員等及び専門職員で当該監査業務の監査作業を実施する者、並びに次のいずれかに所属する監査手続を実施するその他の者が含まれる。
- (a) ネットワーク・ファーム
 - (b) ネットワーク・ファームではない会計事務所等又はその他のサービス・プロバイダー

例えば、グループ監査業務目的で構成単位の財務情報の監査手続を実施する構成単位の監査人である会計事務所等に所属する個人は、グループ監査業務の業務チームの構成員である。

- 400.10 ISQM1において、サービス・プロバイダーには、監査業務の実施において利用される資源を提供する会計事務所等の外部の個人又は組織が含まれる。会計事務所等、ネットワーク・ファーム、又はその他形態にかかわらずネットワークに属する組織はサービス・プロバイダーには含まれない。
- 400.11 監査業務では、会計事務所等内の専門家若しくは会計事務所等と契約している専門家、ネットワーク・ファーム内の専門家若しくはネットワーク・ファームと契約している専門家、又はグループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等内の専門家若しくは当該構成単位の監査人である会計事務所等と契約している専門家が業務を支援する場合がある。このような専門家は、その役割に応じて、業務チームの構成員である場合もあれば、監査業務チームの構成員である場合もある。例えば、次の場合がある。
- 会計又は監査の特殊な領域で専門知識を有し、監査手続を実施する個人は、業務チームの構成員である。これらには、例えば、法人税等の会計処理の専門知識を有する者、又は通例でない若しくは予期せぬ関係を識別するために自動化されたツール及び技法によって作成される複雑な情報の分析において専門知識を有する者が含まれる。
 - 業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せを通じて、監査業務の結果に直接的な影響を及ぼす会計事務所等内の個人又は会計事務所等と契約している個人は、監査業務チームの構成員ではあっても、業務チームの構成員ではない。
- ただし、外部の専門家である個人は、業務チームの構成員にも監査業務チームの構成員にも該当しない。
- 400.12 監査業務が審査の対象となっている場合、審査担当者及び審査を実施するその他の個人は、監査業務チームの構成員ではあっても、業務チームの構成員ではない。

社会的影響度の高い事業体

- 400.13 本パートで規定されている要求事項及び適用指針の一部には、特定の社会的影響度の高い事業体に対する公共の利益の程度を反映しているものがある。会計事務所等は、利害関係者が多数かつ多岐に及ぶ事業体を、追加的に社会的影響度の高い事業体として扱うかどうかを判断することが推奨される。検討すべき事項には、次のものが含まれる。
- 多数の利害関係者のために受託者の立場で資産を保有する等の事業の内容。例えば、銀行及び保険会社等の金融機関、年金基金等が挙げられる。
 - 規模
 - 従業員数
- 400.14 (….)

[最終的な確定版「上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義の改訂」の一部として、IESBAは、2024年12月から適用される「社会的影響度の高い事業体」に関するサブセクションの変更を承認した。これらの承認された項番号及びその参照先は、セクション400への上記変更に従って更新される。]

セクション 405

グループ監査業務

はじめに

405.1 セクション400は、会計事務所等に対して、監査業務を実施する際に独立性を保持し、独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処においてセクション120で規定されている概念的枠組みを適用することを求めている。本セクションは、グループ監査業務を実施する際の概念的枠組みの適用に関連する具体的な要求事項及び適用指針を定めている。

要求事項及び適用指針

一般的規定

405.1 ISAは、グループ財務諸表の監査に適用される。ISA600（改訂）は、構成単位の監査人が関与する場合等、グループ財務諸表の監査に適用される特別な考慮事項を取り扱っている。ISA600（改訂）では、構成単位の監査人がグループ監査業務に適用される独立性に関する規定を含む職業倫理に関する規定を理解しており、またそれらを遵守しているかどうかについて、グループ監査責任者が確認する責任があるとされている。ISA600（改訂）又はグループ監査業務に適用される他の関連する監査基準で言及されている独立性に関する要求事項は、本セクションで規定されたものである。

405.1 A2 グループ監査業務に関与する構成単位の監査人である会計事務所等は、構成単位の監査業務の依頼人の財務諸表に対する監査意見を別途表明する場合がある。状況に応じて、構成単位の監査人である会計事務所等は、グループ監査業務の監査作業を実施する場合と、法令等又はその他の理由により構成単位の監査業務の依頼人の財務諸表に対して監査意見を表明する場合とで、それぞれ異なる独立性に関する要求事項の遵守が必要となる可能性がある。

グループ監査人である会計事務所等と構成単位の監査人である会計事務所等とのコミュニケーション

R405.3 ISA600（改訂）では、グループ監査責任者には、グループ監査業務の内容及び状況を考慮して、構成単位の監査人に対して、適用される職業倫理に関する規定を認識させる責任があるとされている。構成単位の監査人である会計事務所等に対して職業倫理に関する規定を認識させる際、グループ監査人である会計事務所等は、構成単位の監査人である会計事務所等が本セクションに基づく責任を果たすために、必要な情報を適時に伝達しなければならない。

405.3 A1 グループ監査人である会計事務所等が伝達する情報の例には、次のものが含まれる。

- グループ監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体であるかどうか、及びグループ監査業務に適用される職業倫理に関する規定
- 構成単位の監査人である会計事務所等、及び当該会計事務所等内のグループ監査業務チームの構成員又は当該会計事務所等と契約しているグループ監査業務チームの構成員に適用される独立性の検討事項に関連する、グループ監査業務の依頼人の関連事業体とその他の構成単位
- 構成単位の監査人である会計事務所等が独立性の保持を要求される期間
- グループ監査業務目的で構成単位について監査作業を実施する社員等が、グル

ープ監査業務における監査業務の主要な担当社員等に該当するかどうか

R405. 4 ISA600 (改訂) は、グループ監査責任者が、構成単位の監査人に対して、構成単位の監査人がグループ監査業務に適用される独立性を含む職業倫理に関する規定を遵守したかどうかについて、コミュニケーションを行うよう要請することを求めている。本セクションの目的に照らし、当該要請には、次の事項を伝達することを含めなければならない。

- (a) 重要な判断が求められる独立性に関する事項
- (b) 上記の事項に関連して、構成単位の監査人である会計事務所等の独立性に対する阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかについて、当該会計事務所等が下した結論及びその結論に至った根拠

405. 4 A1 ISA220 (改訂) では、グループ監査責任者は、独立性に対する阻害要因の存在に気付いた場合、その阻害要因を評価し、適切な措置を講じることを求めている。

個人に適用される独立性の検討事項

グループ監査人である会計事務所等及びそのネットワーク・ファーム内のグループ監査業務チームの構成員、又は当該会計事務所等及びそのネットワーク・ファームと契約しているグループ監査業務チームの構成員

R405. 5 グループ監査人である会計事務所等及びそのネットワーク・ファーム内のグループ監査業務チームの構成員、又は当該会計事務所等及びそのネットワーク・ファームと契約しているグループ監査業務チームの構成員は、監査業務チームに適用される本パートの要求事項に従い、グループ監査業務の依頼人から独立していなければならない。

グループ監査業務チームのその他の構成員

R405. 6 構成単位の監査人である会計事務所等が、グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない場合、構成単位の監査人である会計事務所等内のグループ監査業務チームの構成員、又は当該構成単位の監査人である会計事務所等と契約しているグループ監査業務チームの構成員は、監査業務チームに適用される本パートの要求事項に従い、次の全てから独立していなければならない。

- (a) 構成単位の監査業務の依頼人
- (b) グループ監査人である会計事務所等によってグループ財務諸表の意見表明を受けるとる事業体
- (c) (b)の事業体が直接的又は間接的に支配している事業体。ただし、当該事業体が、(a)に規定する構成単位の監査業務の依頼人を直接的又は間接的に支配している場合に限る。

R405. 7 R405. 6項に規定されているもの以外のグループ監査業務の依頼人の関連事業体又は構成単位に関連して、グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等内のグループ監査業務チームの構成員、又は当該構成単位の監査人である会計事務所等と契約しているグループ監査業務チームの構成員は、当該構成員がグループ監査業務において個人の独立性に対する阻害要因を生じさせる関係又は状況を知っている場合又はそのように信じるに足る理由がある場合、その関係又は状況を、当該構成単位の監査人である会計事務所等に通知しなければならない。

405. 7 A1 R405. 7項を遵守する際、個人の独立性の検討事項となる、当該個人又はその家族（該

当する場合)に関連する関係又は状況としては、例えば、次のものが含まれる。

- グループ監査業務の依頼人を支配している事業体に対する直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益。ただし、グループ監査業務の依頼人を支配している事業体にとって当該依頼人が重要である場合に限る（セクション510参照）。
- 次のいずれかに該当するローン又はローンの保証（セクション511参照）
 - 銀行又はその他の金融機関でない事業体からのローン又はローンの保証。ただし、ローン又はローンの保証が重要でない場合を除く。
 - 銀行又はその他の金融機関からのローン又はローンの保証。ただし、通常の貸出手続及び条件に基づいて提供される場合を除く。
- 重要なビジネス上の関係、又は重要な金銭的利益を伴うビジネス上の関係（セクション520参照）
- 次のいずれかに該当する者との家族関係（セクション521参照）
 - 事業体の役員又はこれに準ずる者
 - 事業体の会計記録又は財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位の従業員
- 次のいずれかに該当する者として従事している又は最近まで従事していた個人（セクション522及び523参照）
 - 事業体の役員又はこれに準ずる者
 - 事業体の会計記録又は財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす職位の従業員

R405. 8 構成単位の監査人である会計事務所等は、R405. 7項で規定されている通知を受けた場合、個人の関係又は状況によって生じる独立性に対する阻害要因を評価し、それらに対処しなければならない。

グループ監査人である会計事務所等に適用される独立性の検討事項

R405. 9 グループ監査人である会計事務所等は、本パートに定める、会計事務所等に適用される要求事項に従い、グループ監査業務の依頼人から独立していなければならない。

グループ監査人である会計事務所等のネットワーク・ファームに適用される独立性の検討事項

R405. 10 グループ監査人である会計事務所等のネットワーク・ファームは、本パートに定める、ネットワーク・ファームに適用される要求事項に従い、グループ監査業務の依頼人から独立していなければならない。

グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等に適用される独立性の検討事項

全てのグループ監査業務の依頼人

R405. 11 構成単位の監査人である会計事務所等がグループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない場合、当該構成単位の監査人である会計事務所等は、次の事項を行わなければならない。

- (a) 本パートで規定されている、全ての監査業務の依頼人に関して会計事務所等に適用される要求事項に従い、構成単位の監査業務の依頼人から独立していること。

- (b) グループ監査人である会計事務所等によってグループ財務諸表の意見表明を受ける事業体に対する金銭的利益について、R510.4項(a)、R510.7項及びR510.9項の要求事項を適用すること。
- (c) グループ監査人である会計事務所等によってグループ財務諸表の意見表明を受ける事業体に係るローン及びローンの保証について、セクション511における要求事項を適用すること。

R405.12 R405.11項(b)及び(c)以外に、グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等が、構成単位の監査業務の依頼人から独立しているかどうかの評価に当たり、グループ監査業務の依頼人との関係又は状況がその評価に関連するという事実を、構成単位の監査人である会計事務所等が知っている場合又はそのように信じるに足る理由がある場合、当該構成単位の監査人である会計事務所等は、独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処に際し、当該関係及び状況を考慮しなければならない。

R405.13 グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等が、当該構成単位の監査人である会計事務所等のネットワーク内の会計事務所等と、構成単位の監査業務の依頼人又はグループ監査業務の依頼人との関係又は状況が、構成単位の監査人である会計事務所等の独立性に対する阻害要因を生じさせることを知っている場合又は信じるに足る理由がある場合、当該構成単位の監査人である会計事務所等は、当該阻害要因を評価し、それに対処しなければならない。

独立性が求められる期間

405.14 A1 R400.30項及び第400.30 A1項における財務諸表及び監査報告書は、本セクションにおいて適用される場合には、それぞれグループ財務諸表及びグループ財務諸表に対する監査報告書を意味する。

グループ監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体ではない場合

R405.15 グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等は、グループ監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体ではない場合、当該グループ監査業務の目的に照らし、本パートで規定されている、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体ではない場合に適用される要求事項に従い、構成単位の監査業務の依頼人から独立してなければならない。

405.15 A1 グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等は、例えば法定監査のような、グループ監査業務以外の理由で社会的影響度の高い事業体である構成単位の監査業務の依頼人の監査業務を実施する場合がある。この場合、当該業務には社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に関連する独立性に関する要求事項が適用される。

グループ監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合

非保証業務

R405.16 R405.17項の場合を除き、グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等は、グループ監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合、当該構成単位の監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供に関して、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合に適用される

セクション600の規定を遵守しなければならない。

- 405.16 A1 グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等は、グループ監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合、例えば、次のことを行ってはならない。
- 社会的影響度の高い事業体ではない構成単位の監査業務の依頼人に対して、会計帳簿の記帳代行及び財務諸表の作成業務を提供すること（セクション601参照）
 - ある情報システムが、社会的影響度の高い事業体ではない構成単位の監査業務の依頼人の会計記録又は財務諸表を形成する情報を生成する場合、当該依頼人のために、当該情報システム又はその一部を設計すること（セクション606参照）
 - 社会的影響度の高い事業体ではない構成単位の監査業務の依頼人のために、裁判所等における紛争又は訴訟の解決のために擁護する役割を務めること（セクション608参照）
- 405.16 A2 グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等が監査手続を実施する財務情報は、当該構成単位の監査人である会計事務所等が非保証業務を提供することによって生じる可能性がある自己レビューという阻害要因の評価に関連するため、セクション600が適用される。例えば、構成単位の監査人である会計事務所等の監査手続が、棚卸資産といった特定項目に限定されている場合であっても、非保証業務の結果が、棚卸資産の会計処理又は内部統制に関連して、当該勘定科目の会計記録や財務情報の一部を形成する、又はこれらに影響を及ぼす場合、非保証業務の結果は自己レビューという阻害要因の評価に関連する。
- R405.17 R405.16項の例外として、グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等は、セクション600により禁止されていない非保証業務について、R600.21項からR600.24項までにおいて規定されている、非保証業務に関する情報をグループ監査業務の依頼人のガバナンスに責任を有する者に伝達せず、当該業務の提供に関してガバナンスに責任を有する者からの了解を得ることなく、構成単位の監査業務の依頼人に非保証業務を提供することが認められる。

監査業務の主要な担当社員等

- R405.18 グループ監査業務執行責任者は、グループ監査業務目的で構成単位の監査作業を実施する社員等が、グループ監査業務の主要な担当社員等に該当するかどうかを判断しなければならない。その場合、グループ監査業務執行責任者は、次の事項を行わなければならない。
- (a) その判断を本人に伝達すること。
 - (b) 次のことを示すこと。
 - (i) 全てのグループ監査業務の依頼人において、当該グループ監査業務における監査業務の主要な担当社員等にはR411.4項が適用されること。
 - (ii) グループ監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合、当該グループ監査業務における監査業務の主要な担当社員等には R524.6項、R540.5項(c)及び R540.20項も適用されること。
- 405.18 A1 グループ監査業務における監査業務の主要な担当社員等は、グループ監査人である会計事務所等がグループ監査業務において意見を表明するグループ財務諸表の監査の重要な事項について、重要な決定や判断を行う。

構成単位の変更

全てのグループ監査業務の依頼人

- R405. 19 関連事業体ではない事業体がグループ監査業務の依頼人の構成単位となった場合、グループ監査人である会計事務所等は、R400. 71項からR400. 76項までを適用しなければならない。

構成単位の監査人である会計事務所等の変更

全てのグループ監査業務の依頼人

405. 20 A1 例えば依頼人の合併又は企業買収等により、グループ財務諸表の対象期間の期間中又は終了後に、グループ監査人である会計事務所等が他の会計事務所等に構成単位の監査人である会計事務所等としての監査作業の実施を依頼する場合がある。次のような場合に、構成単位の監査人である会計事務所等の独立性に対する阻害要因が生じる可能性がある。
- (a) グループ財務諸表の対象期間の期間中又は終了後における、構成単位の監査人である会計事務所等と構成単位の監査業務の依頼人との金銭的利益又はビジネス上の関係で、構成単位の監査人である会計事務所等が監査作業の実施に同意する前に生じたもの
 - (b) 構成単位の監査人である会計事務所等が構成単位の監査業務の依頼人に過去に提供した業務
405. 20 A2 第400. 31 A1項から第400. 31 A3項までは、構成単位の監査人である会計事務所等が、グループ財務諸表の対象期間の期間中又は終了後であって、構成単位の監査人である会計事務所等がグループ監査業務目的で監査作業を開始する前に、構成単位の監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供しており、かつ、当該非保証業務の提供が業務期間中であれば禁止されるものである場合に、構成単位の監査人である会計事務所等が独立性に対する阻害要因を評価する際に適用される適用指針を定めている。
405. 20 A3 第400. 31 A4項は、構成単位の監査人である会計事務所等が、グループ財務諸表の対象期間より前に構成単位の監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供していた場合に、構成単位の監査人である会計事務所等の独立性に対する阻害要因の評価に適用される適用指針を定めている。

グループ監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合

405. 21 A1 R400. 32項及び第400. 32 A1項は、構成単位の監査人である会計事務所等が、社会的影響度の高い事業体であるグループ監査業務の依頼人に関連して、グループ監査業務目的で監査作業を実施することに同意する場合において、当該構成単位の監査人である会計事務所等が過去に当該構成単位の監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供していた場合に適用される。
405. 21 A2 R600. 25項及び第600. 25 A1項 は、グループ監査業務の依頼人が、新たに社会的影響度の高い事業体となった場合、構成単位の監査人である会計事務所等が、現在又は過去に、構成単位の監査業務の依頼人に提供した非保証業務に関連して適用される。

構成単位の監査人である会計事務所等における独立性に関する規定の違反

405. 22 A1 構成単位の監査人である会計事務所等が独立性に関する要求事項に対応するために整備された品質管理システムを設けている場合であっても、本セクションの規定に違反

する可能性がある。R405.23項からR405.29項までの各項は、構成単位の監査人である会計事務所等において違反があった場合に、構成単位の監査人である会計事務所等の作業を利用できるかどうかについてのグループ監査人である会計事務所等の判断に関連する。

- 405.22 A2 グループ監査人である会計事務所等のネットワーク内の構成単位の監査人である会計事務所等において違反があった場合、R400.80項からR400.89項までの各項は、該当する場合には、グループ監査業務に関連してグループ監査人である会計事務所等にも適用される。

構成単位の監査人である会計事務所等が違反を認識した場合

- R405.23** 構成単位の監査人である会計事務所等は、本セクションに対する違反が生じた場合、次の事項を行わなければならない。
- (a) 違反の原因となった利害又は関係を解消し、中断し、又は除去し、当該違反の影響に対処すること。
 - (b) 違反の重要性の程度並びにその違反が構成単位の監査人である会計事務所等の客観性及びグループ監査業務目的で監査作業を実施する能力に与える影響を評価すること。
 - (c) 違反の重要性の程度を踏まえ、違反の影響に十分な対応策を講じることが可能かどうか、及びそれが可能と判断した場合には、当該状況において適切なものであるかどうかを判断すること。
 - (d) 違反の重要性の程度についての構成単位の監査人である会計事務所等の評価及び違反の影響に対処するために計画している、又は講じた対応策を含め、グループ監査業務執行責任者に違反を速やかに書面により伝達すること。
- 405.23 A1 第400.80 A2項及び第400.80 A3項は、違反の重要性の程度、その違反が構成単位の監査人である会計事務所等の客観性に与える影響及び構成単位においてグループ監査業務目的で実施する監査作業に対する意見又は結論を表明する能力に与える影響についての構成単位の監査人である会計事務所等の評価並びに違反の影響に十分に対処するために講じる可能性がある対応策の検討に関連する適用指針を定めている。
- R405.24** グループ監査業務執行責任者は、構成単位の監査人である会計事務所等から違反の伝達を受けた場合、次の事項を行わなければならない。
- (a) 違反の重要性の程度及び構成単位の監査人である会計事務所等の客観性に与える影響についての構成単位の監査人である会計事務所等の評価並びに当該違反の影響に対処できる又は対処されているという点についてレビューすること。
 - (b) グループ監査人が、構成単位の監査人である会計事務所等の作業をグループ監査業務目的で利用できるかどうかを評価すること。
 - (c) 追加的な対応策の必要性を判断すること。
- R405.25** グループ監査業務執行責任者は、R405.24項を適用する場合、職業的専門家としての判断を行使するとともに、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、構成単位の監査人である会計事務所等の客観性が損なわれているため、グループ監査人である会計事務所等が構成単位の監査人である会計事務所等の作業をグループ監査業務目的で利用できないと結論付ける可能性があるかどうかを検討しなければならない。

- 405.25 A1 構成単位の監査人である会計事務所等が違反の影響に十分に対処し、構成単位の監査人である会計事務所等の客観性が損なわれていないとグループ監査業務執行責任者が判断した場合、グループ監査人である会計事務所等は、構成単位の監査人である会計事務所等の作業をグループ監査業務目的で継続して利用することができる。特定の状況において、グループ監査業務執行責任者は、構成単位の監査人である会計事務所等の作業を利用するために、違反に十分に対処するための追加的な対応策が必要であると判断することがある。このような対応策には、グループ監査人である会計事務所等が、違反の影響を受けた領域について特定の手続を実施することや、影響を受けた領域について適切な是正作業を実施するよう構成単位の監査人である会計事務所等に依頼することが含まれる。
- 405.25 A2 ISA600（改訂）では、構成単位の監査人による、グループ監査業務に適用される独立性を含む職業倫理に関する規定への違反があり、当該違反が関連する職業倫理に関する規定に従って十分に対処されていない場合、グループ監査人はその構成単位の監査人の作業を利用できないとされている。そのような状況において、グループ監査業務執行責任者は、構成単位の監査業務の依頼人の財務情報に関して必要な監査証拠を入手するために、その他の手段を得ることが考えられる。そのような手段の例としては、グループ監査人である会計事務所等が構成単位の監査業務の依頼人の財務情報に関して必要な監査作業を実施することや、他の構成単位の監査人である会計事務所等に当該監査作業の実施を依頼することが挙げられる。

グループ監査業務の依頼人のガバナンスに責任を有する者との協議

- 405.26 A1 グループ監査人である会計事務所等のネットワーク内の構成単位の監査人である会計事務所等による違反については、R400.84項が適用される。
- R405.27** グループ監査人である会計事務所等は、グループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等による違反について、グループ監査業務の依頼人のガバナンスに責任を有する者と、次の事項について協議しなければならない。
- (a) 違反の内容及び発生期間を含む、違反の重要性の程度及びその違反が構成単位の監査人である会計事務所等の客観性に与える影響に関する構成単位の監査人である会計事務所等の評価並びに対応策によって対処できる、又は対処されているという点
 - (b) 次のいずれかの事項
 - (i) 当該対応策が当該違反の影響に十分に対処するか、又は対処したか。
 - (ii) グループ監査人である会計事務所等が、構成単位の監査業務の依頼人の財務情報に関して必要な監査証拠を入手するために、その他の手段を講じるか。

そのような協議は、重要でない違反の報告に関してガバナンスに責任を有する者が別途時期の指定を行う場合を除き、可能な限り速やかに行わなければならない。

- R405.28** グループ監査人である会計事務所等は、R405.27項に従って協議した全ての事項を、書面によりグループ監査業務の依頼人のガバナンスに責任を有する者に伝達し、当該対応策が当該違反の影響に十分に対処できる、又は対処されているという点についてガバナンスに責任を有する者の了解を得なければならない。
- R405.29** グループ監査人である会計事務所等は、当該対応策が構成単位の監査人である会計事

業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂

務所等が当該違反の影響に十分に対処できる、又は対処されているという点についてガバナンスに責任を有する者の了解が得られない場合、構成単位の監査人である会計事務所等が実施した作業をグループ監査業務目的で利用してはならない。

第 2 章 – ISA600（改訂）の用語に合わせるための IESBA 倫理規程セクション 360 の適合修正

パート3 一会計事務所等所属の職業会計士セクション 360 違法行為への対応

…

グループに関するコミュニケーション

R360. 16 職業会計士は、グループにおいて、次のいずれの場合であっても、違法行為又はその疑いに気付いた際に、法令によって禁止されている場合を除き、グループ監査業務執行責任者と当該事項についてコミュニケーションを行わなければならない。

- (a) 職業会計士が、グループ監査業務目的で、構成単位に関する監査作業を実施する場合
- (b) 職業会計士が、例えば法定監査のような、グループ監査業務以外の目的で、グループの一部である法人又は事業単位の財務諸表監査に従事する場合

グループ監査業務執行責任者へのコミュニケーションは、本セクションの規定に従った当該事項への対応に加えて行わなければならない。

360. 16 A1 コミュニケーションの目的は、グループ監査業務執行責任者に当該事項を知らせるとともに、グループ監査業務において、グループ監査業務執行責任者が、本セクションの規定に従って当該事項に対処すべきかどうか、対処すべき場合にはどのように対処すべきかを判断できるようにすることにある。R360. 16項のコミュニケーションに関する要求事項は、グループ監査業務執行責任者が所属する会計事務所等又はネットワークが、職業会計士が所属する会計事務所等又はネットワークと同一であるかどうかにかかわらず適用される。

R360. 17 グループ監査業務執行責任者は、グループ監査業務の過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合、当該事項が次のいずれかに関連する可能性があるかどうかを検討しなければならない。

- (a) グループ監査業務目的で監査作業の対象となる一つ又は複数の構成単位
- (b) グループの一部であり、その財務諸表が例えば法定監査のような、グループ監査業務以外の目的で監査の対象となっている一つ又は複数の法人又は事業単位

このような検討は、本セクションの規定に従ったグループ監査業務における当該事項への対応に加えて行わなければならない。

R360. 18 グループ監査業務執行責任者は、違法行為又はその疑いが、R360. 17項(a)に規定された構成単位及びR360. 17項(b)に規定されている一つ又は複数の法人又は事業単位に関連する可能性がある場合、法令によって禁止されている場合を除き、構成単位、法人又は事業単位において監査作業を実施する者に当該事項をコミュニケーションするための措置を講じなければならない。グループ監査業務執行責任者は、必要な場合には、R360. 17項(b)に規定された関連する法人又は事業単位が監査対象であるかどうかについて、また、監査対象であるならば、監査人の情報を確認するために、経営者に対して情報の提供を要請し、又は公表されている入手可能な情報から、職業会計士自ら適切な調査を行わなければならない。

360. 18 A1 コミュニケーションの目的は、構成単位、法人又は事業単位においてグループ監査業務の監査作業又はそれ以外の目的の監査に責任を有する者に、当該事項を知らせると

業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂

ともに、当該者が、本セクションの規定に従って当該事項に対処するかどうか、対処する場合にはどのように対処するかを判断できるようにすることにある。コミュニケーションに関する要求事項は、グループ監査業務執行責任者が所属する会計事務所等又はネットワークが、構成単位、法人又は事業単位においてグループ監査業務の監査作業又はそれ以外の目的の監査を実施する者が所属する会計事務所等又はネットワークと同一であるかどうかにかかわらず適用される。

….

第3章－2021年4月公表の非保証業務(NAS)に関する IESBA 倫理規程改訂への適合 修正

パート 4A－監査及びレビュー業務における独立性

セクション 400

監査及びレビュー業務における独立性に対する概念的枠組みの適用

...

要求事項及び適用指針

...

R400. 31 会計事務所等は、会計事務所等が意見を表明する財務諸表の対象期間の期間中又は終了後に、監査業務を依頼される場合がある。この場合には、会計事務所等は、次のいずれかの事項により独立性に対する阻害要因が生じているかどうかを検討しなければならない。

- (a) 財務諸表の対象期間の期間中又は終了後における監査業務の依頼人との金銭的利益又はビジネス上の関係で、監査業務契約の締結前に生じたもの
- (b) 会計事務所等又はネットワーク・ファームが監査業務の依頼人に対して過去に提供した業務

...

第4章 – 業務チームの定義の見直しに伴う IESBA 倫理規程の適合修正

パート3 – 会計事務所等所属の職業会計士

セクション300

概念的枠組みの適用 – 会計事務所等所属の職業会計士

...

要求事項及び適用指針

一般的規定

...

阻害要因への対処

...

セーフガードの例

300.8 A2 セーフガードは、事実及び状況によって異なる。特定の状況において阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- ...
- 保証業務の依頼人に対する非保証業務の提供を、指揮命令系統の異なる別の社員等やチームに行わせることにより、自己レビュー、擁護又は馴れ合いという阻害要因に対処できる可能性がある。
- ...

セクション 310

利益相反

...

利益相反の識別

...

利益相反によって生じる阻害要因

...

310.8 A3 利益相反によって生じる阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 機密保持に関する明確な方針及び手続を備えた異なる別のチームを組織すること。
- ...

守秘義務

...

同意を得るための開示が守秘義務違反となる場合

R310.12 明示的な同意を得るために具体的な開示を行うことが秘密保持に対する違反となり、そのため、そのような同意を得ることができない場合に、会計事務所等が契約を締結又は継続できるのは、次のいずれも満たす場合に限定される。

- (a) 依頼人が別の依頼人と敵対関係にある場合に、会計事務所等が一方の依頼人を擁護する役割を担わないこと。
- (b) 二者の依頼人に業務を提供するそれぞれのチームの間で、秘密情報が開示されることを防止する具体的な措置が整備されていること。

...

文書化

R310.13 職業会計士は、R310.12項で規定されている状況において、次の事項を文書化しなければならない。

- (a) 職業会計士が果たす役割を含む状況の内容
- (b) 二者の依頼人に業務を提供するそれぞれのチームの間で情報が開示されることを防止する具体的な措置

...

セクション 320

専門業務の受任

...

要求事項及び適用指針

依頼人との契約及び専門業務の契約の締結

一般的規定

...

320.3 A3 チームが専門業務を実施する能力を有していない、又は修得できないならば、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する自己利益という阻害要因が生じる可能性がある。

...

国際独立性基準

パート 4A－監査及びレビュー業務における独立性

セクション 400

監査及びレビュー業務における独立性に対する概念的枠組みの適用

...

要求事項及び適用指針

...

独立性が求められる期間

...

400.30 A1 業務期間は、業務チームが監査業務を開始した時点から監査報告書が発行された時点までである。監査業務が継続的に行われる場合、監査業務の終了時点は、当該業務が最終的に終了したことをいずれかの当事者が通知した時点か、又は最終の監査報告書が発行された時点のいずれか後の時点となる。

...

400.31 A1 財務諸表の対象期間の期間中又は終了後に監査業務を受嘱する場合で、業務チームが当該業務を開始する前に非保証業務が提供されており、かつ、当該非保証業務の提供が業務期間中であれば禁止されるものであるときは、独立性に対する阻害要因が生じる。

...

セクション 510

金銭的利益

...

要求事項及び適用指針

...

会計事務所等、ネットワーク・ファーム、監査業務チームの構成員等が有する金銭的利益

...

510.4 A1 業務執行責任者が監査業務を実施しているオフィスは、その業務執行責任者が配属されているオフィスとは限らない。業務執行責任者が業務チームのその他の構成員と異なるオフィスに配属されている場合は、職業的専門家としての判断に基づき、その業務執行責任者が、当該監査業務をどのオフィスで行っているかを判断することが必要となる。

...

サブセクション 605—内部監査に関する業務(非保証業務に関する IESBA 倫理規程の改訂の公表版からの改訂)

はじめに

...

要求事項及び適用指針

...

605.4 A2 会計事務所等が監査業務において内部監査部門の作業を利用する場合、国際監査基準では、当該内部監査部門の作業の妥当性を評価する手続の実施が要求されている。したがって、会計事務所等又はネットワーク・ファームが監査業務の依頼人と内部監査に関する業務の契約を締結した場合、当該業務の結果は、監査において利用される可能性がある。この場合、業務チームが次のいずれも行うことなく内部監査に関する業務の結果を監査業務の目的で利用する可能性があるため、自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある。

- (a) 内部監査に関する業務の結果を適切に評価すること。
- (b) 当該会計事務所等以外の者が内部監査の作業を行っているとした場合に発揮されるものと同等の職業的懐疑心を発揮すること。

605.4 A3 監査業務の依頼人に内部監査に関する業務を提供することにより生じる自己レビューという阻害要因の識別及びそのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 関係する財務諸表計上額の重要性
- それらの財務諸表計上額に関するアサーションの虚偽表示リスク
- 業務チームが内部監査に関する作業の結果に依拠する程度

社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対する自己レビューという阻害要因が識別された場合、R605.6項が適用される。

...

パート 4B(改訂)－監査及びレビュー業務以外の保証業務における独立性

セクション 900

監査及びレビュー業務以外の保証業務における独立性に対する概念的枠組みの適用

...

要求事項及び適用指針

...

独立性が求められる期間

R900. 30 本パートで求められる独立性は、次のいずれの期間においても保持されなければならない。

- (a) 業務期間
- (b) 主題情報の対象となる期間

900. 30 A1 業務期間は、業務チームが保証業務を開始した時点から保証報告書が発行された時点までである。保証業務が継続的に行われる場合、保証業務の終了時点は、当該業務が最終的に終了したことをいずれかの当事者が通知した時点か、又は最終の保証報告書が発行された時点のいずれか後の時点となる。

...

R900. 32 主題情報の対象期間の期間中又は終了後に保証業務を受嘱する場合で、業務チームが当該保証業務を開始する前に非保証業務が提供されており、かつ、当該非保証業務の提供が業務期間中であれば禁止されるものであるときは、独立性に対する阻害要因が生じる。会計事務所等は、そのような状況において、当該非保証業務の提供から生じる独立性に対する阻害要因を評価し、それに対処しなければならない。会計事務所等は、当該阻害要因が許容可能な水準でない場合、阻害要因を許容可能な水準にまで軽減しなければ、保証業務の契約を締結してはならない。

...

第5章－品質マネジメントに関連する国際独立性基準に関する IESBA 倫理規程の適合修正

パート 4A－監査及びレビュー業務における独立性

セクション 540

監査業務の依頼人に対する担当者の長期関与とローテーション

...

要求事項及び適用指針

全ての監査業務の依頼人

...

R540. 4 会計事務所等は、生じた阻害要因が、担当者の交替によってしか対処し得ない水準にあると判断する場合、適切なクーリングオフ期間を定めなければならない。担当者は、その期間中、次のいずれも行ってはならない。

- (a) 監査業務の業務チームの構成員となること。
- (b) 当該業務の審査を実施すること、又は審査と同様のレビューを実施すること。
- (c) 監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすこと。

当該期間は、馴れ合い及び自己利益という阻害要因に対処するために十分な期間でなければならない。社会的影響度の高い事業体の場合、これに加え、R540. 5項からR540. 20項までの規定も適用される。

...

クーリングオフ期間中の関与の制限

R540. 20 該当するクーリングオフ期間において、当該者は、次のいずれも行ってはならない。

- (a) 監査業務の業務チームの構成員になること、又は当該監査業務の審査を実施すること、若しくは審査と同様のレビューを実施すること。
- (b) 監査業務に影響を及ぼす専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象に関して、業務チーム又は依頼人と協議を行うこと（当該者の最終の関与期間において実施した作業又は到達した結論のうち、現行の監査業務にも関連する事項に関する業務チームとの協議を除く。）。
- (c) 会計事務所等若しくはネットワーク・ファームが監査業務の依頼人に提供する専門業務の指揮若しくは調整を行うこと、又は会計事務所等若しくはネットワーク・ファームと、監査業務の依頼人との間の関係を監督することに対して責任を有すること。
- (d) 上記のほか、監査業務の依頼人に対して、次の結果となり得る役割を担うこと、又は活動を行うこと（非保証業務の提供を含む。）。
 - (i) 上級管理職又はガバナンスに責任を有する者との重要な、又は頻繁な交流
 - (ii) 監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすこと。

...

セクション 800

利用と配布の制限が付された特別目的の財務諸表に対する報告書(監査及びレビュー業務)

...

要求事項及び適用指針

一般的規定

...

金銭的利害関係、ローン及びローンの保証、緊密なビジネス上の関係並びに家族及び個人的関係

R800.10 会計事務所等は、利用と配布が制限された報告書を発行する監査業務を実施する場合、次の事項を遵守しなければならない。

- (a) セクション510、511、520、521、522、524及び525で規定されている関連する規定は、業務チームの構成員、その家族及び近親者に対してのみ適用する必要がある。
- (b) 会計事務所等は、セクション510、511、520、521、522、524及び525で規定されているとおり、監査業務の依頼人と監査業務チームの構成員である次の者との利害及び関係によって生じる独立性に対する阻害要因を識別及び評価し、それに対処しなければならない。
 - (i) 専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者
 - (ii) 当該業務の審査を実施する者、又は審査と同様のレビューを実施する者
- (c) 会計事務所等は、監査業務の依頼人と監査業務の結果に直接影響を及ぼすことのできる会計事務所等内の者との間の利害及び関係により、独立性に対する阻害要因が生じると業務チームが信じるに足る理由がある場合、当該阻害要因を評価し、それに対処しなければならない。

...

パート 4B(改訂)－監査及びレビュー業務以外の保証業務における独立性

セクション 940

保証業務の依頼人に対する担当者の長期関与とローテーション

…

要求事項及び適用指針

一般的規定

…

R940.4 会計事務所等は、生じた阻害要因が、担当者の交替によってしか対処し得ない水準にあると判断する場合、担当者が次のいずれも行っていない適切な期間を定めなければならない。

- (a) 保証業務の業務チームの構成員となること。
- (b) 当該業務の審査を実施すること、又は審査と同様のレビューを実施すること。
- (c) 保証業務の結果に直接的な影響を及ぼすこと。

当該期間は、馴れ合い及び自己利益という阻害要因に対処するために十分な期間でなければならない。

セクション 990

利用と配布の制限が付された報告書(監査及びレビュー業務以外の保証業務)

…

金銭的利益、ローン及びローンの保証、緊密なビジネス上の関係並びに家族及び個人的関係

R990.7 会計事務所等は、利用と配布が制限された報告書を発行する保証業務を実施する場合、次の事項を遵守しなければならない。

- (a) セクション910、911、920、921、922及び924で規定されている関連する規定は、業務チームの構成員、その家族及び近親者に対してのみ適用する必要がある。
- (b) 会計事務所等は、セクション910、911、920、921、922及び924で規定されているとおり、保証業務の依頼人と保証業務チームの構成員である次の者との利害及び関係によって生じる独立性に対する阻害要因を識別及び評価し、それに対処しなければならない。
 - (i) 専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者
 - (ii) 当該業務の審査を実施する者、又は審査と同様のレビューを実施する者
- (c) セクション910、911、920、921、922及び924で規定されているとおり、会計事務所等は、保証業務の依頼人と保証業務の結果に直接影響を及ぼすことのできる会計事務所等内の者との間の利害及び関係により、独立性に対する阻害要因が生じると業務チームが信じるに足る理由がある場合、当該阻害要因を評価し、それに対処しなければならない。

…

第6章－用語集の修正

保証業務チーム	<p>(a) 保証業務に携わる業務チームの全ての者</p> <p>(b) 保証業務の結果に直接的に影響を及ぼすことのできる、会計事務所等内の、又は会計事務所等と契約しているその他の全ての者。これには、次の者が含まれる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 保証業務の実施に関連して保証業務執行責任者の報酬を提言するか、又は当該責任者について直接的な監督、管理若しくはその他の監視を行う者</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 保証業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者</p> <p style="padding-left: 20px;">(iii) 当該業務の審査を実施する者又は審査と同様のレビューを実施する者</p>
監査業務の依頼人	<p>会計事務所等によって財務諸表の監査を受ける事業体。監査業務の依頼人が上場事業体である場合、監査業務の依頼人には、当該依頼人の全ての関連事業体を含む。監査業務の依頼人が上場事業体でない場合、監査業務の依頼人には、当該依頼人が直接的又は間接的に支配している関連事業体を含む。</p> <p>パート4Aにおいて、「監査業務の依頼人」には「レビュー業務の依頼人」が含まれる（R400.22項も参照）。</p> <p>グループ監査業務の場合は、グループ監査業務の依頼人の定義を参照</p>
監査業務チーム	<p>(a) 監査業務に携わる業務チームの全ての者</p> <p>(b) 監査業務の結果に直接的に影響を及ぼすことのできる、会計事務所等内の、又は会計事務所等と契約しているその他の全ての者。これには、次の者が含まれる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 監査業務の実施に関連して監査業務執行責任者の報酬を提言するか、又は当該責任者について直接的な監督、管理若しくはその他の監視を行う者。これらの者には、会計事務所等の最高責任者に至るまで、監査業務執行責任者より上位の職位にある全ての者が含まれる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 当該業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者</p> <p style="padding-left: 20px;">(iii) 当該業務に係る審査を実施する者又は審査と同様のレビューを実施する者</p> <p>(c) 監査業務の結果に直接的に影響を及ぼすことができるネットワーク・ファーム内のその他の全ての者</p> <p>パート4Aにおいて、「監査業務チーム」には「レビュー業務チーム」が含まれる。グループ監査業務の場合は、グループ監査業務チームの定義を参照</p>
構成単位	<p>グループ監査業務における監査手続の計画及び実施を目的として、グループ監査人により決定される事業体、事業単位、機能若しくは事業活動又はそれらの組合せ</p>

業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂

構成単位の監査業務の依頼人	<p>グループ監査人である会計事務所等又は構成単位の監査人である会計事務所等が、グループ監査業務目的で監査作業を実施する構成単位</p> <p>(a) 構成単位が法人である場合、構成単位の監査業務の依頼人は、当該法人及び当該法人が直接的又は間接的に支配している関連事業体である。</p> <p>(b) 構成単位が事業単位、機能若しくは事業活動（又はそれらの組合せ）である場合、構成単位の監査業務の依頼人は、当該事業単位が所属する一つ若しくは複数の法人、又は当該機能若しくは事業活動を実施している一つ若しくは複数の法人である。</p>
構成単位の監査人である会計事務所等	グループ監査業務目的で構成単位に関連する監査作業を実施する会計事務所等
業務チーム	<p>業務を実施する全ての社員等及び専門職員並びに業務において手続を実施するその他の全ての者。外部の専門家及び業務を直接補助する内部監査人は含まれない。</p> <p>パート4Aにおいて、「業務チーム」は、監査業務又はレビュー業務において、それぞれ監査手続又はレビュー手続を実施する個人をいう。この用語は、第400.9項で更に述べられている。</p> <p>ISA220（改訂）は、財務諸表監査における業務チームの定義について、更なる指針を提供している。</p> <p>ISA620は、監査人の利用する専門家を、監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織と定義している。ISA620は、そのような専門家の業務に関連する監査人の責任について規定している。</p> <p>ISA610（2013年改訂版）では、内部監査人の作業を利用する場合の監査人の責任について規定しており、監査人が監査手続を実施するに当たり、内部監査人が監査人を直接補助する場合は含まれる。</p> <p>パート4Bにおいて、「業務チーム」は、保証業務に係る保証手続を実施する個人をいう。</p>
グループ	グループ財務諸表が作成される報告主体
グループ監査業務	グループの財務諸表の監査
グループ監査業務の依頼人	<p>グループ監査人である会計事務所等によってグループ財務諸表の監査を受ける事業体。当該事業体が公に取引されている事業体である場合、グループ監査業務の依頼人には、常にその関連事業体及び監査作業を実施するその他の構成単位が含まれる。当該事業体が公に取引されていない場合、グループ監査業務の依頼人には、当該事業体が直接的又は間接的に支配している関連事業体及び監査作業を実施するその他の構成単位が含まれる。</p> <p>R400.20項も参照</p>
グループ監査人である会計事務所等	グループ財務諸表に対して意見を表明する会計事務所等

業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂

<p>グループ監査業務 チーム</p>	<p>(a) グループ監査業務目的で構成単位に関連する監査手続を実施する構成単位の監査人である会計事務所等内の者又は当該会計事務所等と契約している者を含む、グループ監査業務の業務チームの全ての構成員</p> <p>(b) グループ監査業務の結果に直接的に影響を及ぼすことができる、グループ監査人である会計事務所等内の、又は当該会計事務所等と契約しているその他の全ての者。これには、次の者が含まれる。</p> <p>(i) グループ監査業務の実施に関連して、グループ監査業務執行責任者の報酬を提言するか、又は当該責任者について直接的な監督、管理若しくはその他の監視を行う者。これらの者には、会計事務所等の最高責任者に至るまで、監査業務執行責任者より上位の職位にある全ての者が含まれる。</p> <p>(ii) 当該グループ監査業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者</p> <p>(iii) 当該グループ監査業務に係る審査を実施する者又は審査と同様のレビューを実施する者</p> <p>(c) グループ監査業務の結果に直接的に影響を及ぼすことができるグループ監査人である会計事務所等のネットワーク・ファーム内のその他の全ての者</p> <p>(d) グループ監査業務の結果に直接的に影響を及ぼすことができるグループ監査人である会計事務所等のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等内のその他の全ての者</p>
<p>グループ監査業務 執行責任者</p>	<p>グループ監査業務に責任を負う監査業務執行責任者</p>
<p>グループ財務諸表</p>	<p>複数の事業体又は事業単位の財務情報を含む、連結プロセスを通じて作成された財務諸表</p>
<p>監査業務の主要な 担当社員等</p>	<p>監査業務執行責任者、監査業務に係る審査担当者及び会計事務所等が意見を表明する財務諸表の監査業務において重要な事項について重要な決定や判断を行う業務チーム内のその他の者。監査業務における個人の状況及び役割に応じて、「その他の者」には、例えば、重要な子事業体又は部門のようなグループ監査業務において特定の構成単位の監査業務執行責任者が含まれる場合がある。</p>
<p>レビュー業務チ ーム</p>	<p>(a) レビュー業務に携わる業務チームの全ての者</p> <p>(b) レビュー業務の結果に直接的に影響を及ぼすことのできる、会計事務所等内の、又は会計事務所等と契約しているその他の全ての者。これには、次の者が含まれる。</p> <p>(iii) レビュー業務の実施に関連してレビュー業務執行責任者の報酬を提言するか、又は当該責任者について直接的な監督、管理若しくはその他の監視を行う者。これらの者には、会計事務所等の最高責任者に至るまで、レビュー業務執行責任者より上位の職位にある全ての者が含まれる。</p>

業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂

- (iv) 当該業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者
 - (v) 当該業務に係る審査を実施する者又は審査と同様のレビューを実施する者
- (a) レビュー業務の結果に直接的に影響を及ぼすことができるネットワーク・ファーム内のその他の全ての者

第7章－上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義の変更に伴う用語集の修正

監査業務の依頼人² 会計事務所等によって財務諸表及びその他の情報の監査を受ける事業体。監査業務の依頼人がR400. 22項及びR400. 23項で規定されている公に取引されている事業体である場合、監査業務の依頼人には、当該依頼人の全ての関連事業体が含まれる。監査業務の依頼人が公に取引されている事業体でない場合、監査業務の依頼人には、当該依頼人が直接的又は間接的に支配している関連事業体が含まれる (R400. 27項も参照)。

パート4Aにおいて、「監査業務の依頼人」には「レビュー業務の依頼人」が含まれる。

グループ監査業務の場合は、グループ監査業務の依頼人の定義を参照

グループ監査業務の依頼人 グループ監査人である会計事務所等によってグループ財務諸表の監査を受ける事業体。当該事業体が公に取引されている事業体である場合、グループ監査業務の依頼人には、常にその関連事業体及び監査作業を実施するその他の構成単位が含まれる。当該事業体が公に取引されている事業体でない場合、グループ監査業務の依頼人には、当該事業体が直接的又は間接的に支配している関連事業体及び監査作業を実施するその他の構成単位が含まれる。

R400. 27項も参照

² 提案された適合修正は、2022年4月11日に公表された「上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に関する IESBA 倫理規程の改訂」において、監査業務の依頼人の定義の変更とともに適用される。

適用日

- 業務チームの定義の見直しに関するセクション400の改訂及びグループ監査業務に関するセクション405の新規定（第1章）は、2023年12月15日以降に開始する期間の財務諸表に対する監査及びレビュー並びにグループ財務諸表に対する監査から適用される。
- 次の適合修正及び派生に関する修正は、2023年12月15日から適用される。
 - 第2章におけるISA600（改訂）の用語の改訂に関するセクション360の適合修正
 - 第3章におけるセクション400「非保証業務」の改訂に伴う適合修正
 - 第4章における業務チームの定義の改訂に伴うセクション300、310、320、400、510、605、900の適合修正
 - 第5章におけるセクション540、800、940、990の品質管理に関連する修正
- 第6章における用語集の修正の適用は、次のとおりである。
 - 2023年12月15日以後開始する期間の財務諸表に対する監査及びレビュー並びにグループ財務諸表に対する監査から適用される。
 - 2023年12月15日以後開始する期間を対象とする監査及びレビュー業務以外の保証業務から適用される。その他は、2023年12月15日に適用される。

上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義の変更に伴う用語集の修正

- 承認された第7章の上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義の改訂に関する用語集の改訂は、2024年12月15日以後開始する期間の財務諸表及びグループ財務諸表の監査から適用される。

2022年4月11日に公表された「上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に関する IESBA 倫理規程の改訂」の確定版における監査業務の依頼人の定義の改訂は、第7章の適合修正とともに適用される。

早期適用を認める。

経過措置

グループ監査人である会計事務所のネットワークに所属していない構成単位の監査人である会計事務所等が2023年12月15日以前に構成単位の監査業務の依頼人と締結し、既に業務が開始されている非保証業務については、当初の契約条項に従って当該業務が完了するまで、現行の IESBA 倫理規程に基づき当該業務を継続することができる。

(現行版からの修正履歴)

翻訳省略

職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）、公開草案、コンサルティング・ペーパー等の IESBA の公表物は、IFAC が発行し、その著作権は IFAC にある。IESBA、IFEA 及び IFAC は、本文書の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。「国際会計士倫理基準審議会」、「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」、「国際会計士連盟」、「IESBA」、「IFAC」、IESBA のロゴ、及び IFAC のロゴは、米国及びその他の国で登録された IFAC の商標又は登録商標及びサービスマークである。「国際倫理・監査財団」及び「IFEA」は、米国及びその他の国で登録された IFEA の商標又は登録商標及びサービスマークである。

著作権©IFAC 2023 年 2 月。無断複写・転載を禁じる。個人及び非商業的使用の目的で使用される場合を除き、この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については、IFAC の許可書が必要となる。permissions@ifac.org に連絡されたい。

2023年2月に国際会計士連盟（IFAC）によって英語で公表された、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「最終公表：業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂」は、2024年1月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。「最終公表：業務チームの定義及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂」の翻訳のための手続は、IFAC により検討されており、当該翻訳は、IFAC のポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Final Pronouncement: Revisions to the Code Relating to the Definition of Engagement Team and Group Audits の英語文©2023年2月国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「最終公表：業務チーム及びグループ監査業務に関する IESBA 倫理規程の改訂」の日本語文 ©2024年1月国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題: Final Pronouncement: Revisions to the Code Relating to the Definition of Engagement Team and Group Audits

ISBN: -

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については、permissions@ifac.org に連絡されたい。